

小豆島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和 6年度	人 13,057	千円 13,021,422	千円 1,046,234	千円 1,827,009	% 14.0	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

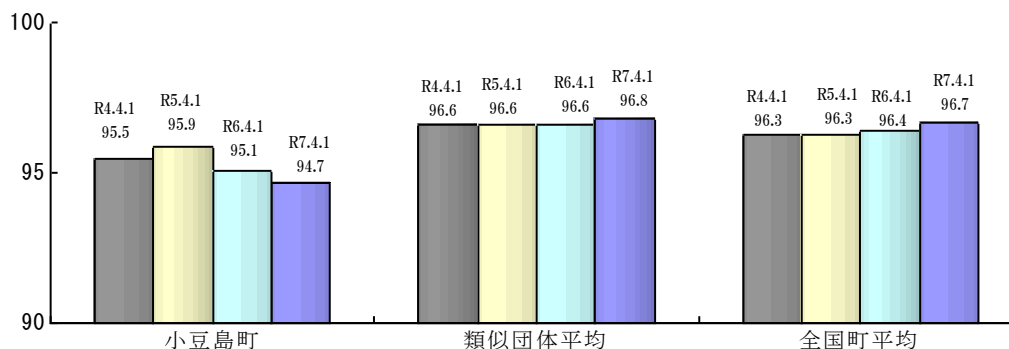
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和 6年度	人 155	千円 593,670	千円 86,151	千円 233,678	千円 913,499	千円 5,894	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(改定実施時期) 令和7年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の7級以上に相当する級はない。)
他の給料表については、一般行政職給料表と均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

[支給なし]

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小豆島町	42.8歳	314,000円	373,405円	336,794円
香川県	42.8歳	332,433円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

② 技能労務職

分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
小豆島町	43.2歳	32人	270,800円	308,008円	279,251円
うち用務員	*	*	*	*	*
うち清掃職員	*	*	*	*	*
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小豆島町	40.3歳	319,018円	342,255円
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
類似団体	41.9歳	315,340円	348,480円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		小豆島町	香川県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	179,100 円	185,700 円	—
	中学卒	165,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	*	336,900 円	*	395,225 円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

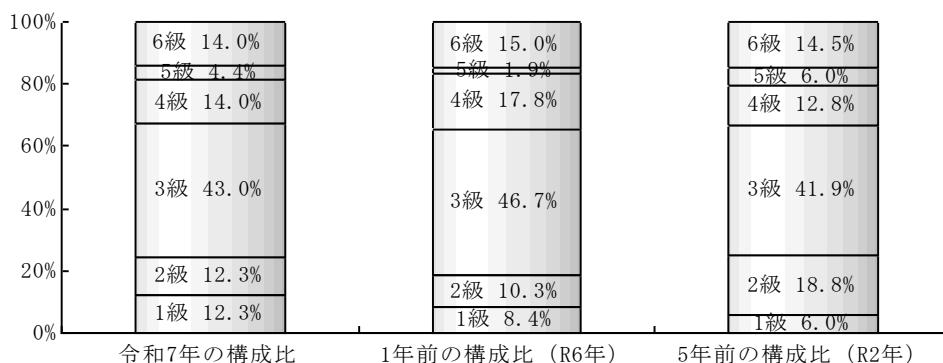
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

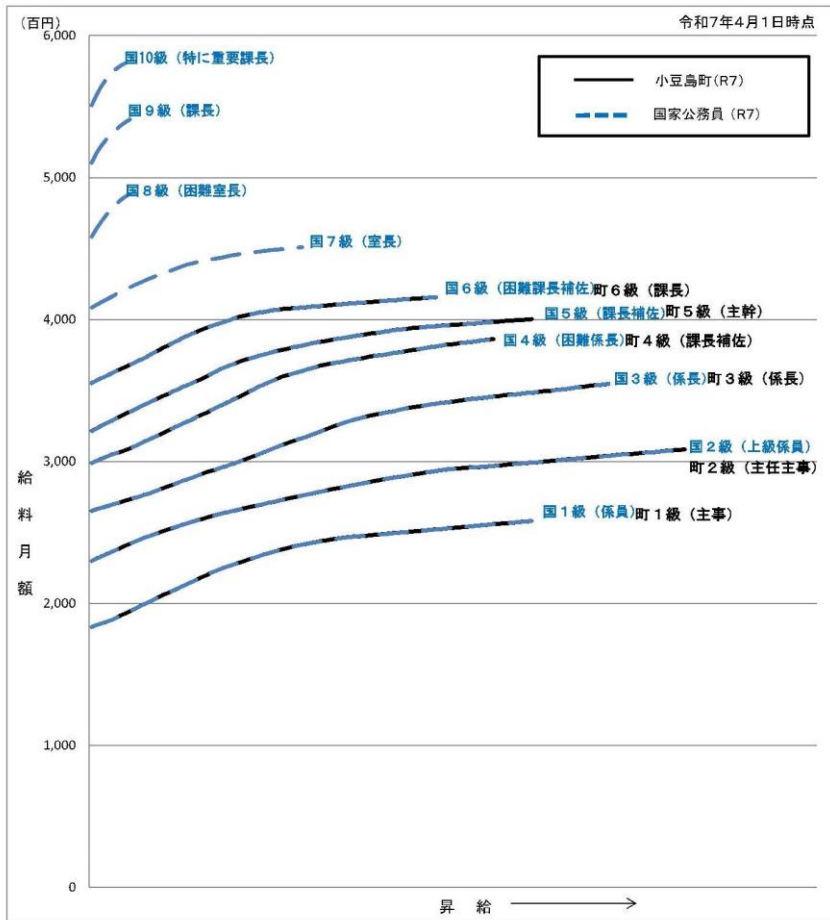
区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1級	主事、技師	14	12.3	183,500	258,100
2級	主任主事、主任技師	14	12.3	230,000	308,500
3級	係長、主査	49	43.0	265,300	354,700
4級	課長補佐、副主幹	16	14.0	298,800	386,100
5級	主幹	5	4.4	321,300	400,200
6級	参事、課長	16	14.0	355,200	415,700

(注) 1 小豆島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小豆島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小豆島町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度普通会計) 1,530千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度普通会計) 1,786千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 期末手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小豆島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

小豆島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		9,740千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度普通会計決算)			761千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)			*
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20%	*	20%

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度普通会計決算)				27千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)				5,400円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)				3.2%
手当の種類 (手当数)				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	・一般行政職	・行旅死亡人取扱業務に従事したとき	27千円	日額3,000円
防疫作業手当	・一般行政職 ・看護職 ・技能職	・感染症の予防・消毒・駆除作業に従事したとき。 ・伝染性病菌に汚染された区域での患畜の飼育・病菌の付着した物件等の処理作業に従事したとき	0千円	日額290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度普通会計決算)	35,873千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)	317千円
支給実績 (令和5年度普通会計決算)	44,500千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)	353千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度と 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 〔令和6年度 普通会計決算〕	支給職員1人当 たり平均支給年額 〔令和6年度 普通会計決算〕
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 3,000円 ・ 子 11,500円 ・ その他 6,500円 ・ 特定期間の加算 5,000円 	同	—	16,277千円	275,881円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家、借間居住者 家賃月額が12,000円を超える場合に支給 (最高支給限度額) 27,000円 	異	家賃月額 16,000円 上限 28,000円	5,916千円	295,800円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者 運賃相当額 ・ 交通用具使用者使用距離区分に応じ(片道2km以上) 2,700円から最高25,100円 	異	国: 2,000~ 24,500円	7,956千円	92,512円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参事 60,000円 ・ 総括課長 50,000円 ・ 課長職 40,000円 ・ 主幹職 25,000円 ・ 課長補佐職 20,000円 ・ 副主幹 16,000円 	—	—	17,194千円	324,415円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿直又は日直勤務 1回につき6,100円 	同	—	2,129千円	26,284円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参事・課長・主幹 6,000円 ・ 課長補佐・副主幹 5,000円 ・ 参事・課長・主幹(平日深夜) 4,000円 ・ 課長補佐・副主幹(平日深夜) 3,000円 	—	—	18千円	9,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		（参考）類似団体における最高／最低額		
給料	町 長	759,000 円	855,000 円 / 382,500 円	
	副 町 長	570,000 円	680,000 円 / 430,400 円	
報酬	議 長	345,000 円	408,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	280,000 円	342,000 円 / 180,000 円	
	議 員	270,000 円	323,000 円 / 157,000 円	
期末手当	町 長	（令和6年度支給割合）3.10月分		
	副 町 長			
退職手当	町 長	（算定方式） 退職の日における給料月額×勤 務期間の月数（48月を超えら るときは、48月）×支給割合 （町長 36.5/100、副町長 22/100）	（1期の手当額） 13,297,680	（支給時期） 退職した日 から起算し て1月以内
	副 町 長		6,019,200	

6 職員数の状況

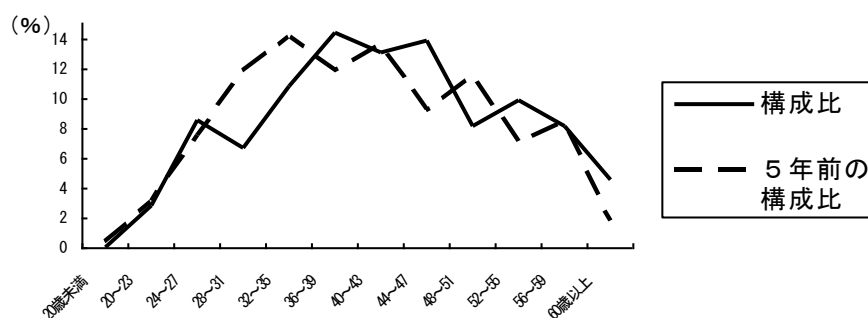
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	2	▲1	育児休業者復帰による重複配置解除 デジタル化関連業務増、戸籍窓口体制・法的 課題対応強化 事務の効率化 保育士補充 地方創生関連業務増
		総務企画	34	38	4	
		税 務	9	8	▲1	
		民 生	29	30	1	
		衛 生	10	10	0	
		労 働	-	-	-	
		農林水産	14	14	0	
		商 工	8	9	1	
	土 木	14	14	0		
		計	121	125	4	<参考> 人口1万当たりの職員数 95.73人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31人)
	教育部門	34	36	2	GIGA スクール構想推進事業・社会教育施設整備 業務増	
	消防部門			-		
	小 計	155	161	6	<参考> 人口1万当たりの職員数 123.31人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院	2	2	0	広域水道企業団身分移管 介護保険施設体制強化・育児休業取得者重複 配置	
	水 道	5	4	▲1		
	そ の 他	55	57	2		
	小 計	62	63	1		
合 計		217 [293]	224 [293]	7	<参考> 人口1万当たりの職員数 171.56人	

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
人数	0人	6人	19人	15人	24人	32人	29人	31人	18人	22人	18人	10人	224人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	136	131	132	127	121	125	▲11人 (▲8.1%)
教育	32	32	30	32	34	36	4人 (12.5%)
公営企業等 会計	60	61	62	63	62	63	3人 (5.0%)
合計	228	224	224	222	217	224	▲4人 (▲1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。